

急な眠り「考えられない」

バス事故公判 検察側の研究者証言

群馬県藤岡市の関越自動車道で昨年4月、乗客45人が死傷したツアーバス事故で、自動車運転過失致死傷罪などに問われた運転手河野化山被告(45)の第6回公判が22日、前橋地裁(高山光明裁判長)であった。

法廷には、睡眠と事故の問題に詳しい独立行政法人「労働安全衛生総合研究所」の高橋正也・上席研究員が検察側証人として出廷。睡眠時無呼吸症候群(SAS)と診断された河野被告が事故前に全く眠気を感じていなかったと主張した点について、「非常に不自然」と証言した。

事故の要因を問う検察側の質問に高橋氏は「運転前の睡眠が短時間」「夜間の長時間運転」「眠気が強くなる明け方をはさんだ運転」の3点を挙げ、「起こらざるを得なかった事故」と説明。実験を踏まえた研究結果を示し、「病気(SAS)があるにしても急に眠りに陥ることは考えられない」と指摘した。

ただ、眠気を感じずに眠ることは絶対ないかを改めて問う弁護側の質問には、「絶対はないかどうかは分からない」と答えた。

閉廷後の記者会見で、長女の胡桃さん(当時17歳)を亡くした石川県白山市の岩上剛さん(42)は「色々と証

人が来ているが、(河野被告が)正直に言ってくれば」と悔しさをにじませた。

睡眠時無呼吸症候群過去には無罪判決もSASの症状と居眠り運転との関係が争点となっている河野被告の公判。過去には、無罪判決が言い渡された事例もあり、司法の判断が注目される。

2002年に和歌山県の国道で起きた重傷事故では、大阪地裁が05年、業務上過失傷害罪に問われた男性に対し、SASの影響の可能性を指摘し、無罪(求刑・禁錮2年)を言い渡し、確定した。

一方、08年に愛知県で起きた大型トレーラーによる死亡事故では、危険運転致死罪に問われ、1審の名古屋地裁豊橋支部の判決で無罪(求刑・懲役8年)を言い渡された運転手に対し、2審の名古屋高裁が、SASの影響を判断せず、「赤信号を認識した上で故意に無視して交差点に進入したとする捜査段階の供述調書は信用できる」として懲役5年の実刑判決を言い渡し、最高裁を経て確定した。

県内でも09年のひき逃げ事件で、富山地裁が弁護側の「SASの症状が出て意識を失った」との主張を退け、有罪判決を言い渡した。

交通裁判に詳しい高山俊吉弁護士(東京)は「SASの鑑定結果を前提として考える必要がある。客観的な状況から危険を予期できたと合理的に説明できるかどうか有罪、無罪を決める判断のポイントになる」としている。